

## 静岡市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程

平成15年4月1日  
企業局管理規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の15の規定に基づき、静岡市水道事業及び下水道事業（以下「公営企業」という。）の業務に係る入札保証金及び契約保証金の率又は額を定めるもののほか、公営企業の業務に係る契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の率は、入札金額の100分の3以上とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次条において「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により管理者が定める資格を有する者による入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金)

第3条 契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方（以下「契約人」という。）が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により管理者が定める資格を有する者を契約人とする場合その他契約人が誠実に契約を履行するものであると管理者が認めるとき。
- (4) 随意契約による場合において、当該契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが困難であり、かつ、契約人が契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

(雑則)

第4条 公営企業の業務に係る契約に関しては、この規程及び別に定めるもののほか、市長の事務部局の契約の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

2 蒲原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町の公営企業の業務に関し締結された契約のうち、編入日において引き続き効力を有するものに係る入札保証金又は契約保証金の取扱いについては、なお従前の例による。

(由比町の編入に伴う経過措置)

3 由比町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の由比町の公営企業の業務に関し締結された契約のうち、編入日において引き続き効力を有するものに係る入札保証金又は契約保証金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月8日企管規程第6号)

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年10月31日上下水管規程第15号)

この規程は、平成20年11月1日から施行する。